

利用契約書

社会福祉法人 福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所
(居宅介護 児童)

【指定ホームヘルプサービス利用契約書】

ふくずみかい ほーむへるぶさーびすじぎょうしょ（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する家族等の扶養義務者や代理人等（以下「扶養義務者等」といいます。）と社会福祉法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が扶養義務者等の子（以下「利用者」といいます。）に対して提供するホームヘルプサービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言ならびに、その他生活全般にわたる援助を適切に行うことを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づくサービスについて定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。

2. サービスの提供は、サービス提供責任者・介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等のサービス従事者（以下「ヘルパー」といいます。）が当たります。

3. 事業所は、利用者の支援の必要度合又は利用者本人やその扶養義務者等の希望により、利用者にサービスを提供します。

4. 事業所は、日常生活上の介護や家事又は通院等の援助に当たっては、利用者が豊かな日常生活を営むことができるよう、適切な技術を持ってサービス提供を行います。
5. 事業所は、利用者及び扶養義務者等の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。

(サービス計画)

第4条 事業所は、次に掲げる事項を守って、サービス計画を実施します。

- (1) 利用者の日常生活全般の状況や必要としている利用者本人及び扶養義務者等の意向を踏まえて、サービスの目標及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- (2) サービス計画は、別紙「居宅介護計画（居宅介護、通院介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）」に定めるとおりとします。
- (3) 事業所は、サービス計画作成後においても、定期的にサービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (4) 事業所は、サービス計画を作成又は変更したときには、利用者及び扶養義務者等にサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(利用の中止、変更、追加)

- 第5条 扶養義務者等は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日17時30分までに事業所に申し出るものとします。
2. 扶養義務者等が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者及び扶養義務者等の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
3. 事業所は、第1項に基づく利用者及び扶養義務者等からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者及び扶養義務者等の希望

する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能な日時を利用者及び扶養義務者等に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

(利用者負担額)

第6条 扶養義務者等は、第3条に定めるサービスに対して重要事項説明書に定める所定のサービス利用料金のうち、利用者負担額を事業所に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業所が市町村から代理して受領します。

2. 前項の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算します。

(利用者負担額の支払い方法等)

第7条 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、利用者に送付します。

2. 扶養義務者等は、当月の利用者負担金の合計額を、口座振替にて支払います。

3. 事業所は、扶養義務者等から、利用者負担金の支払いを受けた時は、利用者に領収書を発行します。ただし、銀行振込及び自動引き落としの場合は振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

4. 事業所は、利用者及び扶養義務者等が希望する、介護給付費対象外サービス利用料金を扶養義務者等に請求できます。

5. 事業所は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及び扶養義務者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び扶養義務者等の同意を得ます。

6. 介護給付費対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者及び扶養義務者等に対して、サービスを行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

7. 介護給付費対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

（身体拘束の禁止）

第8条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（虐待防止のための措置）

第9条 事業者は、障害福祉サービス提供にあたり、従業員間相互において利用者等に対しての虐待、拘束等について防止するものとします。

2. 事業者は、障害者等の人権擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制をとるとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

（相談及び援助）

第10条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び扶養義務者等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

（健康チェック）

第11条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

（契約終了時の援助）

第12条 事業所は、サービス提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、必要な援助を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

（緊急時の援助）

第13条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は利用者のかかりつけの医療機関等での診療を依頼し、利用者の扶養義務者等に対し、緊急に連絡します。

じぎょうしょ ぎむ
(事業所の義務)

- だい じょう じぎょうしょ さーびす ていきよう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
第 1 4 条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮
します。
2. じぎょうしょ けいやく もと ないよう りようしゃ ふようぎむしゃとう しつもんなど たい
事業所は、この契約に基づく内容について、利用者や扶養義務者等の質問等に対して
てきせつ せつめい おこな
適切に説明を行います。

しゅひぎむ
(守秘義務)

- だい じょう じぎょうしょ せいとう りゆう かぎ ぎようむじようし え りようしゃおよ ふようぎむしゃとう ひみつ
第 1 5 条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及び扶養義務者等の秘密
を保持する義務を負います。
2. じぎょうしょ へる ばー ざいしよくちゆうし え りようしゃまた ふようぎむしゃなど かん ひみつ
事業所は、ヘルパーが在職中知り得た利用者又は扶養義務者等に関する秘密を、そ
の退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. じぎょうしょ りようしゃ こじんじようほう さーびす ちようせいかいぎなど もち ばあい りようしゃおよ ふよう
事業所は、利用者の個人情報サービスを調整会議等で用いる場合は、利用者及び扶養
ぎむしゃとう どうい あらかじ ぶんしよ え かぎ ばあい もち
義務者等の同意を予め文書で得ない限り、いかなる場合も用いることはありません。
ただし、さーびす けいかく さくせい じぎょうしょ りようしゃおよ ふようぎむしゃなど どうい え
サービス計画を作成した事業所が利用者及び扶養義務者等の同意を得ている
ばあい かぎ
場合には、この限りではありません。

けいやく しゅうりよう
(契約の終了)

- だい じょう つぎ じこう がいとう ばあい けいやく しゅうりよう
第 1 6 条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。
- (1) けいやくきかん まんりよう (ただし、まんりようきかんまえ けいぞく てつづ と ばあい のぞ
きます。)
- (2) りようしゃ しぼう ばあい
利用者が死亡した場合
- (3) りようしゃ けいやくきかんまんりようまえ しょうがいしえんくぶん へんこう う ばあい
利用者が契約期間満了前に、障害支援区分の変更を受けた場合
- (4) じぎょうしょ めつしつ きそん さーびす ていきよう ふかのう ばあい
事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) じぎょうしょ かいさんめいれい う ばあい はさん ばあい また え じゆう じぎょうしょ
事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を
へいさ ばあい
閉鎖した場合

（利用者及び扶養義務者等からの契約の解除）

第 17 条 利用者及び扶養義務者等は、30 日以上^{にちいじょう}の予告期間^{よこくきかん}をおいて利用解除書^{りようかいじょしょ}を事業所^{じぎょうしょ}に通知^{つうち}することにより、この契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。ただし、次の事由^{つぎ じゆう がいとう}に該当^{たが}する場合には、利用者及び扶養義務者等は利用解除書^{りようかいじょしょ}を通知^{つうち}することにより直ちにこの契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。

- （1）事業所^{じぎょうしょ}が、正当な理由^{せいとう りゆう}なく本契約^{ほんけいやく}に定める事項^{さだま}を実施^{じこう}しなかったとき
- （2）事業所^{じぎょうしょ}もしくはヘルパー^{へる ぱー}が、故意^{こい}又は過失^{また かしつ}により利用者^{りようしゃ}の身体^{しんたい}・財産^{ざいさん}・信用^{しんよう}を傷つけること等^なによって、本契約^{ほんけいやく}を継続^{けいぞく}しがたい重大な事情^{じゅうだい じじょう}が認められたとき
- （3）事業所^{じぎょうしょ}が社会通念^{しゃかいつうねん}に逸脱^{いつだつ}する行為^{こうい}を行^{おこな}ったとき

（事業所からの契約の解除）

第 18 条 事業所^{じぎょうしょ}は、やむを得ない事情^{え じじょう}がある場合には、利用者^{りようしゃ}及び扶養義務者等^{ふようぎむしやとう}に対し契約解除^{たい けいやくかいじょ}の理由^{りゆう}を示した利用解除書^{しめ りようかいじょしょ}で通知^{つうち}し、30 日間^{にちかん}の予告期間^{よこくきかん}をおいて、この契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。ただし、次の事由^{つぎ じゆう がいとう}に該当^{たが}する場合には、事業所^{じぎょうしょ}は利用者^{りようしゃ}及び扶養義務者等^{ふようぎむしやとう}に契約解除^{けいやくかいじょ}の理由^{りゆう}を示した利用解除書^{しめ りようかいじょしょ}を通知^{つうち}することにより、直ちにこの契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。

- （1）扶養義務者等^{ふようぎむしやとう}が、事業所^{じぎょうしょ}に支払^{しはら}うべき利用者負担金^{りようしゃふたんきん}を2ヶ月以上滞納^{か げつじょうたいのう}し、催告^{さいこく}したにもかかわらず、3ヶ月以上支払^{か げつじょうしはら}いがない場合^{ばあい}
- （2）利用者^{りようしゃ}が医療機関^{いりようきかん}に入院^{にゅういん}し、明らかに3ヶ月以内に退院^{あき}できる見込み^{か げつい ない}がない場合^{たいいん}、又は入院^{にゅういん}後3ヶ月経過^{か げつけい}しても退院^{たいいん}できないことが明らか^{あき}になった場合^{ばあい}
- （3）扶養義務者等^{ふようぎむしやとう}が通知^{つうち}を行^{おこな}わずサービスの利用^{さーびす りよう}を3ヶ月間^{か げつかん}行^{おこな}わなかった場合^{ばあい}
- （4）利用者^{りようしゃ}及び扶養義務者等^{ふようぎむしやとう}がこの契約^{けいやく}を継続^{けいぞく}し難^{がた}いほどの背信行為^{はいしんこうい}を行^{おこな}ったと認め^{みと}られる場合^{ばあい}

（損害賠償）

第19条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の扶養義務者等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

（損害賠償がなされない場合）

第20条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一. 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に對して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 利用者が事業所もしくはヘルパーの指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（利用者の損害賠償責任）

第21条 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所及びヘルパー一. その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその賠償責任を負うものとします。

（情報の保存）

第 2 2 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後 5 年間保存します。

2. 利用者及び扶養義務者等は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3. 利用者及び扶養義務者等は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。

ただし、複写物に関しては、事業所は扶養義務者等に対して実費相当額を請求できるものとします。

（苦情解決）

第 2 3 条 利用者及び扶養義務者等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者及び扶養義務者等に文書で報告します。

2. 事業所は、利用者及び扶養義務者等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

（裁判所轄）

第 2 4 条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

（その他）

第 2 5 条 この契約に定めない事項については、障害者総合支援法その他関係法令に従い利用者・扶養義務者等が信義に従い誠実に協議して決定します。

じょうき けいやく せいりつ しょう
上記の契約の成立を証 するために、この契約書 2 通を作成し、扶養義務者等及び事業所が署名押印

うえかく じ つう しょう
の上各自 1 通を所持します。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

けいやくしゃ ふようぎむしやとう
契約者 (扶養義務者等) 住 所

し めい いん
氏 名 印

ほんにん かんけい
本人との関係 ()

じどうし めい
児童氏名

じ ぎょうしや し ょ ざ い ち えひめけんまつやましふくずみちようこう ばん ち
事 業 者 所 在 地 愛媛県松山市福角 町 甲1829番地

じ ぎょうしや めい しやかいふくしほうじん ふくずみかい
事 業 者 名 社会福祉法人 福角会

り じ ち ょ う よ し の み ち こ いん
理 事 長 芳 野 道 子 印